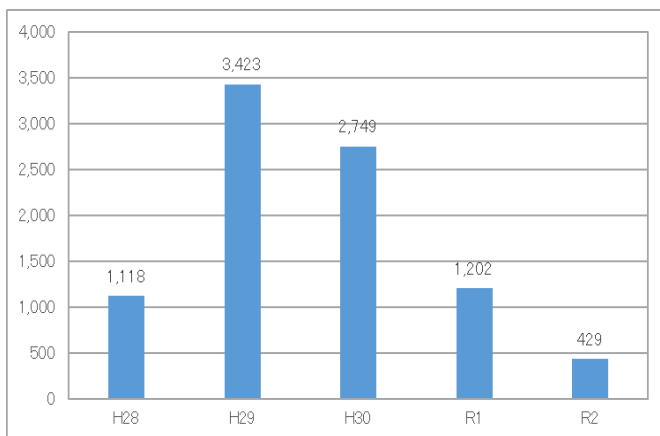


架空請求、連絡しない

「利用した覚えのない料金を請求するメールが送られてきた」「インターネットで動画を見ようとしたら入金手続を強要する画面が表示された」など、架空請求（いわゆる「ワンクリック詐欺」などを含む）に関する相談が依然と多く寄せられています。最近では実在の企業名をかたって請求メールが届くケースもあります。

- ▼電話会社と思われるところから「料金の未納がある」とSMS（ショートメッセージサービス）が届いた。電話をかけたところ、心当たりのないサイトの利用料を請求された。（50代・女性）
- ▼動画サイトで無料と書かれていた画像をクリックしたところ突然、料金請求画面が現れた。『誤作動の人は電話をかけるように』と案内があり、記載の電話番号に電話をかけたところ、コンビニで電子マネーを20万円分購入して支払うよう求められた。（30代・男性）
- ▼妻宛てに公的機関のような名称を名乗る機関から「確認通知書」と題し、契約会社から提訴されたとはがきが届いた。身に覚えがない場合は連絡するよう書かれているが、連絡した方がよいか。（70代・男性）

上記のような架空請求では、送付元は消費者の情報を完全に特定しているわけではありません。不用意に関わりを持つことで、かえって個人情報伝えることになり、その情報を悪用される可能性もあります。記載されている内容に心当たりがなければ相手に連絡する事は避けましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
架空請求に関する相談件数

また、無料と思って閲覧したサイトで登録完了画面や料金請求画面が突然現れたという場合も、利用者を不安に陥れて、料金を請求する不当請求の一種です。実在する事業者名が記載されているメール、SMSが届いて不安な場合はその事業者のホームページや問い合わせ窓口を別の方法で確認し、そのような請求メールを送っているか直接問い合わせるようにしましょう。

架空請求なのか判断がつかず、不安に感じる場合は、相手に連絡することなく、まずは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。

